

亀山市規則第17号

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年亀山市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第3条第2号中「臨時の職員である者にあつては、その者を除き、」を削り、同号ウ中「受ける職員」の次に「（法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加え、同号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年亀山市条例第37号）の適用を受ける職員（法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。）

第5条中「臨時の職員である者にあつてはその者を除き、」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条第2項第1号中「第2条第3号から第5号まで」を「第2条第3号及び第4号」に改め、同条第3項中「第2条第4号に掲げる職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者（市長が定める者に限る。）並びに」を削る。

第14条第2号中「第2条第3号から第5号までのいずれか」を「第2条第3号又は第4号」に改める。

第18条第2項第1号中「第2条第3号から第5号まで」を「第2条第3号及び第4号」に改め、「（同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様で、市長が定める者を除く。）」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(亀山市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

2 亀山市職員の育児休業等に関する規則(平成17年亀山市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「第2条第3号から第5号まで」を「第2条第3号及び第4号」に改め、「(同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)」を削る。